

各病院及び有床診療所 開設者 殿

岡山県保健医療部医療政策課長

病床数適正化緊急支援事業に係る手続き及びスケジュールについて

保健医療行政の推進につきましては、平素からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記のことについて、別添のとおり厚生労働省から連絡がありました。

つきましては、本事業による給付金の受給意向がある医療機関におかれましては、第1回の申請の有無にかかわらず、下記により申請様式の提出をお願いいたします。

記

1 対象事業

病床数適正化緊急支援事業

事業の内容は、先日お知らせしました「令和8年度（令和7年度からの繰越分）病床数適正化緊急支援事業の実施について」（令和8年4月20日付け医政第34号岡山県保健医療部医療政策課長通知）をご参照ください。

また、厚生労働省から新たな情報が示されましたら、岡山県ホームページにて随時お知らせしますので、ご確認ください。

【岡山県ホームページ】 <https://www.pref.okayama.jp/page/1038482.html>

検索フォームで「岡山県 病床数適正化」と検索

→「令和8年度病床数適正化緊急支援事業」

2 申請書類の提出方法

（1）申請書類

下記①及び②の書類を提出してください。なお、様式は、厚生労働省ホームページ、上記岡山県ホームページ又は「（2）申請方法」に記載の申請サイトからダウンロードすることができます。

① 申請様式

② 口座振込申出書

【厚生労働省ホームページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72383.html

検索フォームで「病床数適正化」と検索

→「病床数適正化緊急支援事業の実施について—厚生労働省」

(2) 申請方法

厚生労働省が指定する申請サイトに申請書類をアップロードしてください。

【申請サイト】 https://en.surece.co.jp/byoushou_sien26/

上記厚生労働省ホームページ及び岡山県ホームページにも申請サイトのリンク先が掲載されています。

(3) 第1回申請受付期間

令和8年7月14日(火)まで

なお、複数回の申請期間を設ける予定とされており、上記は第1回の申請期間となりますが、本事業の申請を予定している医療機関は、第1回の申請の有無にかかわらず、当該期間内に申請様式を提出してください。

3 申請様式提出後の手続きについて

(1) 申請内容の確認

当課で申請内容を確認します。内容の確認のため、申請者に連絡することがありますので、ご了承ください。

(2) 地域医療構想調整会議における協議

本事業の支給に当たり、地域医療構想調整会議における協議が必要な場合があります。そのため、申請いただいた内容は、各地域医療構想調整会議の事務局（備前保健所、備中保健所、備北保健所、真庭保健所、美作保健所）に共有するとともに、申請者に事務局から連絡を行う場合がありますので、ご了承ください。

(3) 県から国への申請様式の送付

申請内容の確認等を行った後、県から国に申請様式を提出するとともに、申請者に対し、状況等をお知らせいたします。

【問合せ先】

岡山県保健医療部医療政策課 企画班

電話：086-226-7951（直通）

Mail：iryo@pref.okayama.lg.jp